

主任技術者の専任等に係る当面の取扱いについて（改正）

主任技術者の専任要件の緩和措置の内容を改正します。

● 緩和措置の内容

請負金額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場間の移動距離が 10 km 程度以内の場合は 2 件の建設工事を管理することができるものとします。

● 対象工事

- ・ 国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼務が認められている場合に限る。

● 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

● 適用日

- ・ 平成 26 年 3 月 1 日以降の公告分から適用

● その他留意事項

- ・ 兼務する場合は、技術資料として「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。
- ・ 専任の監理技術者には適用できません。
- ・ 適用日より前に入札公告を行った工事同士には適用されません。

問い合わせ先
県土整備部 県土整備政策局
技術調査課 企画調査班 073-441-3082

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所在地
商号
代表者氏名 印

平成○○年度○○第○号 ○○○○工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 兼務する工事

発注者			
工事番号			
工事名			
工期	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
施工箇所			
技術者氏名		技術者の従事役職	

- 注(1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。
注(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。
ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務させる理由

<input type="checkbox"/>	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
<input type="checkbox"/>	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請業者で施工する場合等も含む）

- 注(1) 該当する理由に○印を付けること。

3 兼務工事箇所図

- 注(1) 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で行く可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。
注(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。